

「底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について（報告案）」に関する意見の募集について

「底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について（報告案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和3年4月13日（火）から令和3年5月12日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」（以下「生活環境項目環境基準」という。）は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示第59号）により、湖沼及び海域では現在11項目が定められています。

このうち、底層溶存酸素量は平成28年3月に生活環境項目環境基準に設定され、底層溶存酸素量の水域類型の指定等に関する専門的事項の審議に当たっては、環境大臣による平成29年10月23日付けの「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について（諮問）」を受けて、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の下に設置された、底層溶存酸素量類型指定専門委員会で行われます。

今般、令和3年3月23日に開催された中央環境審議会水環境・土壌農薬部会底層溶存酸素量類型指定専門委員会において、類型指定の具体的な手順及び評価方法並びに東京湾及び琵琶湖の類型指定等に係る審議を行い「底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について（報告案）」が取りまとめられました。本案について、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施します。

2. 意見募集の対象

【別紙】本編：底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について（報告案）

【別紙】資料編1：底層溶存酸素量に関する東京湾の類型指定検討結果

【別紙】資料編2：底層溶存酸素量に関する琵琶湖の類型指定検討結果

3. 意見募集要項

（1）募集期間

令和3年4月13日（火）から同年5月12日（水）まで

（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「底層溶存酸素量に関する類型指定に係る意見」

(郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。)

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所 (どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

<注意事項>

- ・ 意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送の場合は、A4判の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局水環境課基準係 宛て

(3) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 (e-Gov) <https://www.e-gov.go.jp/>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、580円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、「『底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について(報告案)に関する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記(2)②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 注意事項

- ・ 御提出いただいた意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。